令和元年第１０回厚岸町教育委員会会議録

招　　集	日　　時	令和元年７月31日　午前10時00分
	場　　所	庁議室
開　会　日　時		令和元年７月31日　午前10時00分
閉　会　日　時		令和元年７月31日　午前10時41分
出　席　委　員		田　辺　正　保
		濱　　秀　利
		平良木　宣　行
		森　脇　直　美
欠　席　委　員		
会議録署名	教　育　長	酒　井　裕　之
委　　員	委　　員	森　脇　直　美
会　　議 出 席 者	事務局職員	管理課長　真里谷　隆 指導室長　山　田　敏　一 給食ｾﾝﾀｰ所長　櫻　庭　康　江 生涯学習課長補佐　小　池　裕　子 スポーツ課長　髙　橋　俊　彦
	その他の者	

議事日程

日程	議案番号	付　　議　　事　　件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	（議　案）	
	議案第46号	教育財産の用途廃止について【原案可決】
	議案第47号	厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第48号	厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
6		閉会

令和元年第１０回厚岸町教育委員会

令和元年７月31日
午前10時00分開会

●教育長　　ただいまから、令和元年第10回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。
なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長　　日程第２「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、７月31日の１日間としてよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　それでは､会期を本日７月31日の１日間といたします。

●教育長　　日程第３､「前回会議録の承認」についてであります。
令和元年６月26日に開会した第９回教育委員会の会議録の承認についてでありますが、会議録署名委員の平良木委員、私がそれぞれ署名済でありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

●教育長　　日程第４､「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、森脇委員を指名いたします。

●教育長　　日程第５､議案第46号「教育財産の用途廃止について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長　　ただ今上程いただきました議案第46号、「教育財産の

用途廃止について」、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書１ページをご覧願います。

このたび用途廃止する教育財産は、現在、老朽化に伴い入居者がなく、今後も教員住宅として利活用を予定していない住宅を廃止しようとするものであります。

用途廃止する建物は、１の行政財産（公有・教育財産）廃止一覧の表に記載しておりますように住宅番号103号から182号２棟５戸であります。

住宅番号103号から106号の住宅。面積220.32平方メートル、構造はＲＣドリゾール造り２階建てで、住所は厚岸町松葉２丁目４番地、昭和48年に建築した１棟４戸であります。

次に、住宅番号182号の住宅。面積57.96平方メートル、構造は木造平屋建てで、住所は厚岸町上尾幌６番地、昭和54年に建築した１棟１戸であります。

これら当該教員住宅は、長年、入居者がなく、老朽化も激しいため住宅として利用は見込めない状況にあります。また、老朽化していることから、倒壊や屋根などの建材の飛散を未然に防ぐ観点から、解体処分を行うため、教育財産から廃止したく本案を提出するものであります。

２の建物の位置・配置等でございますが、２ページをお開きください。

図面の下部の丸で囲んだところが、番号103号から106号、松葉の教職員住宅の位置になり、３ページが配置図となります。

４ページをお開きください。

図面の下部の丸で囲んだところが、番号182号、上尾幌の教職員住宅の位置になり、５ページが配置図となります。

教育委員会が管理している教員住宅は、現在60戸ござ

いますが、この内、現段階で入居している戸数は、42戸となっています。残りの18戸は入居しておらず、今後も入居が見込めない戸数は７戸ほどありまして、教育委員会としましては、順次、解体除去し、廃止を進めていきたいと考えているところであります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第46号「教育財産の用途廃止ついて」の説明とさせていただきますので、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長　　内容は、教職員住宅に関わる教育財産の用途廃止についてであります。これから質疑を行います。ありませんか。

●田辺委員　　今回、教育財産としての建物の廃止ですが、土地の方はそのまま教育財産として持ち続けるのでしょうか。

●管理課長　　土地については、そのまま教育財産として管理することになっております。

●田辺委員　　それは、将来的にまた教員住宅などの建設があった際に備えておくということですか。

●管理課長　　将来的に教員住宅の需要は見込めませんが、今の段階では新たに何かを建設するということはありません。そういう場合は、普通財産にして使途を広くし、例えば、売却する、または他の建物を建てることとなりますが、いずれにしても、そこまでの計画は持ち合わせておりませんので、今の段階では、教育財産のままとして、教育で活用する方向で考えております。

●教育長　　他にありませんか。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第47号、「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長　　ただ今上程いただきました、議案第47号、「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

議案書の６ページをご覧いただきたいと思います。

厚岸町環境教育推進委員会については、平成８年度に設置し、厚岸町の環境教育の推進を図ってきております。平成31年４月１日より委嘱された委員について、令和元年７月22日に佐々木委員が逝去されたこと、さらに人事異動及び校内事務分掌の変更により欠員が生じたため、厚岸町環境教育推進委員会設置要綱第３条第１項の規定により新たに委嘱いたしたく、本案を提出するものであります。

氏名等でございます。

学校等教育関係者尾崎孝幸委員、厚岸中学校教諭。

地元産業関係者谷内俊之委員、厚岸漁業協同組合勤務。

任期については、令和元年７月31日から令和２年３月31日までとなっております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第47号「厚岸

町環境教育推進委員会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長　　内容は、欠員による厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱についてです。これから質疑を行います。ありませんか。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第48号、「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長　　ただ今上程いただきました、議案第48号、「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

●管理課長　　厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱については、厚岸町が学校教育法第25条及び第40条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して援助を行うための要保護及び準要保護児童生徒の認定

及び認定者に対する就学援助費の支給に関し、必要な事項を定めることを目的としており、今回改正する要領において要保護及び準要保護児童生徒の認定及び就学援助費の支給に係る事務の処理については、この要領で定めております。

今回の改正については、今年度から厚岸町学校給食費助成金交付要綱に基づく助成制度を導入したことに伴い、準要保護認定世帯の学校給食費の支給についても、同助成制度と同じく、給食を受けた日数に基づき、翌月に支給する必要があることから改正しようとするものであります。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。

議案書９ページをご覧願います。

改正内容については、別にお配りしている議案第48号説明資料「新旧対照表」にてご説明いたします。

学校給食費は前期分及び後期分に分けて支給する方法をとっていましたが、毎月支給する方法に変更し、字句を改めるものであります。

第８条「修学援助費の支給方法等」であります。

第８号学校給食費「給食を受けた日数に基づき、翌月に支給する。」に改める規定であります。

附則でございます。この訓令は、令和元年７月31日から施行し、平成31年４月１日から適用するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第48号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長　　内容は、準要保護認定世帯の学校給食費支給に伴う、支給時期の変更についてであります。これから質疑を行います。ありませんか。

●田辺委員　　要保護及び準要保護児童生徒に対する給食費の支給ですが、基本的に保護者に支給することになっています。それを、保護者に給食費として納めてもらうことになっている。このように、一度、保護者に支給しないといけないのかという点と、二点目は、実際に保護者に支給して、それからそれは徴収するということになると、そこでさらに学校側もしくは学校給食センターにおいて事務的な業務が発生すると思うんです。それらの事務的な負担が担当部署にかかっていないかという点をお尋ねしたいと思います。

●管理課長　　一点目についてですが、あくまで申請者は保護者であります。それに対して厚岸町として支給するという原則があります。ですので、あくまでも保護者には学校を経由して支払っているのが現状です。

　二点目については、これまで学校側において事務的な負担があったと聞いておりますが、今年度から学校給食費が公費負担になりましたので、その点での事務的な負担はかなり軽減されていると捉えております。

●教育長　　他にありませんか。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　その他、総体的に何かございますか。

（ありませんの声）

●教育長　　以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第10回教育委員会を閉会します。